

## 永年合葬室に生前登録された方が亡くなった場合の 手続きについて

永年合葬室を利用するために生前に予約した方が亡くなった場合、下記の申請が必要となります。

### ◎ 届出書類について

- 生前登録者の焼骨に係る収蔵申請書(第7号様式)

添付書類

- ① 生前登録者(死亡者)の 火葬許可証
- ② 収蔵申請者の身分を証明する書類等  
運転免許証・住民票・パスポートなど、いずれか一つ
- ③ 永年合葬室(生前登録)使用許可書

### ◎ 手続き～納骨までの流れ

- ① 生前登録者が死亡



※ 収蔵申請者の方は、一度、都市計画課に生前登録者が亡くなった旨及び希望する納骨日時をご連絡ください。



- ② 収蔵申請者が、都市計画課に「生前登録者の焼骨に係る収蔵申請書と添付書類」を提出

↓ ※ 書類提出～書類審査・承認書作成～ご連絡までに、1週間～10日程要します。

- ③ 収蔵申請者に、「生前登録者の焼骨に係る収蔵承認書」を交付



- ④ 大塚山納骨堂(永年合葬室)に納骨

### ◎ 納骨にあたっての注意事項

- 当日持参するもの

生前登録者の焼骨に係る収蔵承認書

- 大塚山納骨堂で準備されているもの

蠟燭立て、線香立て

- ・ 蠟燭や線香は、収蔵申請者の方でご用意ください。
- ・ 花は、添えることができます。
- ・ 食べ物はお供えされても結構ですが、お持ち帰り頂くようになります。

※ 線香を上げたり、お供えする事は、必ず行わなければならないという事ではありません。

- ◎ その他、不明な点があれば、お問い合わせください。

### 《ご連絡先》

〒965-8601

会津若松市東栄町3番46号

会津若松市 都市計画課

☎0242-39-1262(直通)